

文京区から転出される方へ

(マイナンバーカード《個人番号カード》または住民基本台帳カードをお持ちの方)

マイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カード(以下「住基カード」という。)をお持ちの方は、引越しをしてもある一定の条件を満たせば、現在お持ちのマイナンバーカード(個人番号カード)または住基カードを新住所地で継続して利用することができます。



引越日(新住所地に住み始めた日)から、

14日以内に新住所地の市区町村で転入手続きをしてください。

以下の場合、継続利用ができません。

(マイナンバーカード《個人番号カード》・住基カードは新住所地で廃止・回収されます。)

- 引越日から14日を経過して、転入届をした場合
- 転出届の際に届出書に記載した引越(予定)日から、30日を経過して転入手続きをした場合
- 新住所地で転入届をした後、カードの継続利用手続きをしないまま90日を経過した場合
- マイナンバーカード(個人番号カード)または住基カードの有効期限が切れた場合

■ 転入届の際に持参するもの

- マイナンバーカード(個人番号カード)または住基カード(暗証番号4ケタの入力が必要です)
- 本人確認書類(顔写真なしタイプの住基カードをお持ちの方)
- 印鑑



■ 手続きできる方

本人または同一世帯の方

※ それ以外の方が手続きする場合は、新住所地の市区町村で確認してください。

■ 注意事項

- マイナンバーカード(個人番号カード)または住基カードによる転入届は、新住所地の住民基本台帳ネットワークシステムが稼働している日時のみ可能です。日曜開庁日や夜間開庁時は受付できない場合がありますので、ご注意ください。
- 一定の期間を経過しても転入届を行わないと、転出届のやり直しが必要となる場合があります。
- 裏面記載欄に余白がなく新住所を記載できないときは、新たにマイナンバーカード(個人番号カード)の交付申請が必要になる場合がありますので、新住所地の転入届時に確認してください。

文京区役所戸籍住民課住民記録係

〒112-8555 東京都文京区春日1丁目16番21号

TEL 03-3812-7111(代表) 内線2512